

○津山市建築基準法施行細則

平成 7 年 4 月 1 日

津山市規則第 16 号

改正 平成 11 年 7 月 1 日規則第 28 号

平成 12 年 3 月 31 日規則第 16 号

平成 12 年 1 月 21 日規則第 46 号

平成 15 年 4 月 1 日規則第 20 号

平成 16 年 3 月 31 日規則第 10 号

平成 17 年 2 月 25 日規則第 33 号

平成 18 年 5 月 1 日規則第 46 号

平成 19 年 6 月 1 日規則第 57 号

平成 20 年 1 月 21 日規則第 80 号

平成 23 年 1 月 1 日規則第 1 号

平成 25 年 1 月 1 日規則第 1 号

平成 27 年 3 月 31 日規則第 26 号

平成 28 年 6 月 1 日規則第 44 号

平成 30 年 3 月 20 日規則第 10 号

平成 30 年 9 月 25 日規則第 56 号

令和元年 6 月 25 日規則第 19 号

令和 2 年 3 月 23 日規則第 61 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「政令」という。）、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「省令」という。）及び建築物等の制限に関する条例（昭和 26 年岡山県条例第 10 号。以下「県条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(建築主事の設置)

第 1 条の 2 法第 4 条第 2 項の規定により、本市に建築主事を置く。

(申請、報告及び届出者の資格)

第 2 条 法、政令、省令、県条例又はこの規則により、特定行政庁である市長（以下「市長」という。）、建築主事又は指定確認検査機関に申請、報告又は届出をしようとする者（次項において「申請者等」という。）が法人である場合は、その名称、事務所の所在地及び代表者の氏名を記載しなければならない。

2 代理者が申請者等に代わって、法、政令、省令、県条例又はこの規則により申請又は届出をしようとするときは、当該申請書又は届出書に当該申請者等の委任状（当該代理人に委任することを証する書類をいう。）又はその写しを添付しなければならない。

(確認申請書の添付図書等)

第 3 条 法第 6 条第 1 項（法第 87 条第 1 項、法第 87 条の 4 又は法第 88 条第 1 項若し

くは第2項において準用する場合を含む。) の規定による確認の申請書(以下「確認申請書」という。)には、省令で定めるもののほか、次に掲げる図書又は書面を添付しなければならない。

- (1) 法の規定に基づく許可又は認定を受けた建築物を建築する場合 当該許可又は認定の通知書の写し並びに申請書に添えた配置図及び各階平面図の写し
- (2) 工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供し、又はこれらの用途を伴う建築物を建築する場合 工場調書(様式第1号)
- (3) 政令第137条の2から第137条の12まで又は第137条の16(第2号に限る。)に規定する範囲内において既存の建築物(法第86条の7第2項に規定する場合においては、同項の当該増築等をする独立部分に限る。)を増築し、改築し、移転し、又は大規模の修繕若しくは模様替えをする場合 既存不適格調書(様式第2号)
- (4) 法第51条ただし書(法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)の規定により政令第130条の2の3に規定する規模の範囲内において建築物を新築し、増築し、又は用途を変更する場合 不適格特殊建築物調書(様式第3号)
- (5) 法第39条第2項、第40条、第43条第3項、第43条の2、第49条から第50条まで、第68条の2第1項若しくは第68条の9第1項(法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)又は第68条の9第2項の規定が適用される建築物を建築する場合 当該規定に適合しているものであることを証する書面
- (6) その他建築主事が必要と認める図書
(完了検査申請書の添付図書等)

第4条 法第7条第1項(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査の申請書を提出する場合であって、省令第4条第1項第5号の軽微な変更により省令第1条の3第2号の建築計画概要書の内容に変更が生じたときは、省令で定めるもののほか、建築計画概要書の内容の変更を記載した図書及び軽微変更届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

第5条 削除

(許可申請の添付図書等)

第6条 法第43条第2項第2号、法第44条第1項第2号若しくは第4号、法第47条ただし書、法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書若しくは第14項ただし書(法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)、法第51条ただし書(法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)、法第52条第10項、第11項若しくは第14項、法第53条第6項第3号、法第53条の2第1項第3号若しくは第4号(法第57条の5第3項において準用する場合を含む。)、法第55条第3項各号、法第56条の2第1項ただし書、法第57条の4第1項ただし書、法第59条第1項第3号若しくは第4項、法第59条の2第1項、

法第60条の2第1項第3号、法第67条第3項第2号、第5項第2号若しくは第9項第2号、法第68条第1項第2号、第2項第2号若しくは第3項第2号、法第68条の3第4項、法第68条の5の3第2項、法第68条の7第5項、法第85条第3項、第5項若しくは第6項又は法第87条の3第3項、第5項若しくは第6項の規定による許可を申請しようとする者は、申請書の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書又は書面を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 次の表に掲げる図書

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、申請区域の境界線、敷地境界線、敷地内の建築物の用途、延べ面積、位置及び構造並びに出入口の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置、土地の高低、建築物の各部分の高さ、敷地の周囲の通路その他の空地の配置（通路にあっては、位置及び幅員）並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、開口部及び防火戸の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁の構造
床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造
2面以上の断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さ

(2) 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書又は第6項ただし書の規定による許可のうち、工場又は作業場の用途に供する建築物に係る許可を申請しようとする者にあっては、工場調書（様式第1号）

(3) 法第55条第3項各号、法第68条の3第4項又は法第68条の5の3第2項の規定による許可を申請しようとする者にあっては、追加調書（様式第6号）

(4) 法第56条の2第1項ただし書、法第68条の3第4項又は法第68条の5の3第2項の規定による許可を申請しようとする者にあっては、次の表に掲げる図書

図書の種類	明示すべき事項
日影図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、建築物の各部分の平均地盤面からの高さ、法第56条の2第1項の水平面（以下この表において「水平面」という。）上の敷地境界線から水平距離5メートル及び10メートルの線（以下この表において「測定線」という。），建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から1時間ごとに午後4時ま

での各時刻に水平面に生じさせる日影の形状並びに建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間若しくは水平面に生じさせる日影時間又は水平面に生じさせる日影の等時間日影線

(5) その他市長が特に必要と認める図書又は書面

2 法第53条第4項又は第5項の規定による許可を申請しようとする者は、申請書の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書又は書面を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 次の表に掲げる図書

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、敷地の位置、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、壁面線又は法第53条第4項又は第5項第2号若しくは第3号に規定する壁面の位置の制限として定められた限度の線（以下この表において「壁面線等」という。）の位置及び建築物と壁面線等との距離、敷地内における建築物の位置、用途、構造及び階数、門又は塀の位置、高さ及び材料、敷地に接する道路の位置及び幅員又は敷地周囲の通路及び空地の配置並びに緑地の配置状況
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積、主要部分の寸法並びにひさしの出及び幅
2面以上の立面図	縮尺、建築物の高さ、開口部の位置及び寸法、外壁、軒裏及びひさしの構造及び仕上げの材料、壁面線等の位置並びに建築物と壁面線等との距離
2面以上の断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出、軒及び建築物の高さ並びに内壁及び天井の仕上げの材料

(2) 許可を受けようとする建築物の敷地の地籍図の写し

(3) 許可を受けようとする建築物の敷地の登記事項証明書

(4) その他市長が特に必要と認める図書又は書面

3 法第88条第2項の規定において準用する法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書若しくは第14項ただし書、法第51条ただし書又は法第87条第2項（法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書若しくは第14項ただし書又は法第51条ただし書に係る部分に限る。）若しくは第3項（法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項た

だし書，第5項ただし書，第6項ただし書，第7項ただし書，第8項ただし書，第9項ただし書，第10項ただし書，第11項ただし書，第12項ただし書，第13項ただし書若しくは第14項ただし書又は法第51条ただし書に係る部分に限る。)の規定による許可を申請しようとする者は，申請書の正本及び副本に，それぞれ次に掲げる図書又は書面を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 次の表に掲げる図書

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位，道路及び目標となる地物
配置図	縮尺，方位，申請区域の境界線，敷地境界線，敷地内の製造施設，貯蔵施設及び遊戯施設等の用途，位置及び構造，建築物との別，擁壁の位置，土地の高低，敷地の周囲の通路その他の空地の配置（通路にあっては，位置及び幅員）並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
主要平面図	縮尺，方位及び主要部分の構造
主要立面図	縮尺及び主要な寸法
主要断面図	縮尺，主要な寸法及び高さ

(2) その他市長が特に必要と認める図書又は書面

(認定申請の添付図書等)

第7条 法第43条第2項第1号，法第44条第1項第3号，法第55条第2項，法第57条第1項，法第68条第5項，法第68条の3第1項から第3項まで若しくは第7項，法第68条の4，法第68条の5の2，法第68条の5の5第1項若しくは第2項，法第68条の5の6，法第86条の6第2項，政令第131条の2第2項若しくは第3項又は政令第137条の16第2号の規定による認定を申請しようとする者は，申請書の正本及び副本に，それぞれ次に掲げる図書又は書面を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 次の表に掲げる図書

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位，道路及び目標となる地物
配置図	縮尺，方位，申請区域の境界線，敷地境界線，敷地内の建築物の用途，延べ面積，位置及び構造並びに出入口の位置，申請に係る建築物と他の建築物との別，擁壁の位置，土地の高低，建築物の各部分の高さ，敷地の周囲の通路その他の空地の配置（通路にあっては，位置及び幅員）並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
各階平面図	縮尺，方位，間取り，各室の用途，開口部及び防火戸の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁の構造
2面以上の立面図	縮尺，開口部の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁及

	び軒裏の構造
2面以上の断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さ

(2) 法第43条第2項第1号の規定による申請をしようとする者（当該認定に係る道が省令第10条の3第1項第2号に掲げる基準に適合する場合において申請しようとする者に限る。）にあっては、敷地等と道路との関係における特例認定に係る道に関する権利者及び管理者の一覧（様式第7号）、権利者の承諾書（様式第7号の2）及び管理者の承諾書（様式第7号の3）

(3) 法第68条の5の5第2項の規定による認定を申請しようとする者にあっては、次の表に掲げる図書

図書の種類	明示すべき事項
日影図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、建築物の各部分の平均地盤面からの高さ、法第56条の2第1項の水平面（以下この表において「水平面」という。）上の敷地境界線から5メートル及び10メートルの線（以下この表において「測定線」という。），建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から1時間ごとに午後4時までの各時刻に水平面に生じさせる日影の形状並びに建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間若しくは水平面に生じさせる日影時間又は水平面に生じさせる日影の等時間日影線

(4) 法第43条第2項第1号、法第44条第1項第3号、法第55条第2項、法第57条第1項、法第68条の3第1項から第3項まで若しくは第7項、法第68条の4、法第68条の5の2、法第68条の5の5第1項若しくは第2項、法第68条の5の6又は政令第131条の2第2項若しくは第3項の規定による認定を申請しようとする者にあっては、追加調書（様式第6号）

(5) 政令第131条の2第2項又は第3項の規定による認定を申請しようとする者にあっては、市長の意見書及び計画道路又は予定道路と敷地と周辺土地と建築物の高さとの関係を示した図書

(6) 政令第137条の16第2号の規定による認定を申請しようとする者にあっては、既存不適格調書（様式第2号）

(7) その他市長が特に必要と認める図書又は書面

2 法第86条の8第1項の規定による認定を申請しようとする者は、当該全体計画が法第6条の3第1項に規定する確認審査を要するものであるときは、省令第10条の23第1項から第5項までに規定する図書及び書類のほか適合判定通知書又はその写しを添えて、市長に提出するものとする。

（許可事項等の変更）

第8条 第6条又は前条に規定する申請により許可又は認定を受けた者は、当該許可又は

認定を受けた事項を変更しようとするときは、当該許可又は認定の旨の通知書を添えて、第6条又は前条の規定に準じて、改めて許可又は認定を申請しなければならない。ただし、市長が別に定める軽微な変更の場合は、この限りでない。

第9条 削除

(敷地面積の規模の緩和)

第10条 政令第136条第3項ただし書の規定により、市長が同項の表(ろ)欄に掲げる数値によることが不適当であると認めて定める敷地面積の規模は、近隣商業地域又は商業地域にあっては、500平方メートルとする。

(名義変更等)

第11条 建築主は、法第6条第1項(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)又は法第6条の2第1項(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定により確認済証の交付を受けた建築物、建築設備又は工作物について、当該工事を完了する前に次の各号のいずれかに該当する変更等があったときは、名義変更等届(様式第12号)を建築主又は指定確認検査機関に提出しなければならない。

- (1) 建築主の変更
- (2) 建築主の住所又は氏名の変更
- (3) 工事監理者の決定又は変更
- (4) 工事監理者の住所又は氏名の変更
- (5) 工事施工者の決定又は変更
- (6) 工事施工者の住所又は氏名の変更

2 前項第3号に係る届出において、工事監理者が建築士法(昭和25年法律第202号)第2条に規定する一級建築士、二級建築士又は木造建築士である場合にあっては、同法第5条第2項の規定による免許証の写しを添付しなければならない。

3 指定確認検査機関は、第1項の規定による届出があったときは、その旨を市長に報告しなければならない。

(取りやめ届等)

第12条 法第6条第1項(法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)又は法第6条の2第1項(法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認を受けた者は、当該確認を受けた建築物、建築設備又は工作物の工事を取りやめたときは、遅滞なく工事取りやめ届(様式第13号)に確認済証を添えて建築主又は指定確認検査機関に提出しなければならない。

2 指定確認検査機関は、前項の工事取りやめ届の提出を受けたときは、その旨を市長に報告しなければならない。

3 法、政令、省令又はこの規則により申請をした者は、当該申請に係る確認、許可等の処分を受ける前に当該申請を取り下げるときは、申請取下届(様式第14号)を市長又は建築主に提出しなければならない。

(特定建築物の指定及び定期調査報告)

第13条 法第12条第1項の規定により市長が指定する特定建築物は、次の各号に掲げる建築物とする。

- (1) 劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物で、その用途に供する床面積の合計が200平方メートルを超えるもの
- (2) 観覧場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物で、その用途に供する床面積の合計が500平方メートル（屋外観覧席にあっては1,000平方メートル）を超えるもの
- (3) 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、旅館又はホテルの用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が600平方メートルを超えるもの又は3階以上の階をその用途に供するもの
- (4) 児童福祉施設等（助産施設、保育所、老人福祉施設、有料老人ホーム等をいう。）の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が600平方メートルを超えるもの又は3階以上の階をその用途に供するもの
- (5) 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場（個室付浴場業に限る。）、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗（床面積が10平方メートル以内のものを除く。）の用途に供する建築物で、階数が3以上で、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの

2 省令第5条第4項の規則で定める書類は、次の表に掲げる図書とする。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内の建築物の用途、位置及び構造（耐火建築物又は準耐火建築物の別を含む。）、延焼のおそれのある部分、報告に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、延焼のおそれのある部分、防火区画及び防火戸の位置及び調査において指摘のあった箇所（特記すべき事項を含む。）並びに省令第5条第3項に規定する報告書及び定期調査報告概要書に添えた写真を撮影した位置
その他	その他市長が特に必要と認める書類

3 省令第5条第1項の規定により市長が定める報告の時期は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時期とする。

- (1) 政令第16条第1項第1号及び第2号に掲げる建築物並びに同項第3号（法別表第1（い）欄（二）項に掲げる用途に係る部分に限る。次号において同じ。）に掲げる建築物（旅館又はホテルの用途に供するものに限る。） 平成29年及び同年以後3年ごとの年の4月1日から12月31日まで
- (2) 政令第16条第1項第3号に掲げる建築物（旅館又はホテルの用途に供するも

のを除く。) 平成30年及び同年以後3年ごとの年の4月1日から12月31日まで

(3) 政令第16条第1項第3号(法別表第1(い)欄(四)項に掲げる用途に係る部分に限る。)及び第4号に掲げる建築物 平成28年及び同年以後3年ごとの年の4月1日から12月31日まで

(4) 第1項第1号から第3号までに掲げる建築物 平成23年以後3年ごとの年の4月1日から12月31日まで

(5) 第1項第4号に掲げる建築物 平成24年以後3年ごとの年の4月1日から12月31日まで

(6) 第1項第5号に掲げる建築物 平成25年以後3年ごとの年の4月1日から12月31日まで

(特定建築設備等及び工作物の定期検査報告)

第14条 法第12条第3項の規定により市長が指定する特定建築設備等は、前条第1項各号に掲げる建築物に設ける、隨時閉鎖し、又は作動することができる防火設備(防火ダンパーを除く。)とする。

2 省令第6条第1項及び第6条の2の2第1項の規定により市長が定める報告の時期は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとし、かつ、前回報告した日から1年を超えない日とする。

(道路の指定申請書等)

第14条の2 法第42条第1項第4号に規定する道路の指定を申請しようとする者は、建築基準法第42条第1項第4号による道路の指定申請書(様式第15号)の正本及び副本に、次の表に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
平面図	全体の延長が明記された都市計画図(2, 500分の1)及びA3サイズに分割された平面図(500分の1程度)
その他	その他市長が特に必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請に対し道路の指定の決定をしたときは、建築基準法第42条第1項第4号による道路の指定通知書(様式第16号)を申請者に交付するものとする。

(道路の位置の指定申請書等)

第15条 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定又はその変更若しくは廃止を申請しようとする者は、道路位置指定(変更・廃止)申請書(様式第17号)に建築承諾書(様式第18号)その他市長が必要と認める図書を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の承諾書には、道路の位置の指定又はその変更若しくは廃止につき承諾した者の印鑑証明書を添えなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請に対し道路の位置の指定又はその変更若しくは廃止の決定をしたときは、道路位置指定(変更・廃止)通知書(様式第19号)を申請者に

交付するものとする。

(道路に関する事業の施行区域内における指定道路の廃止)

第15条の2 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定による供用開始がなされた道路の区域内に存在する指定道路（前条第3項の規定により道路の位置の指定を受けた道路をいう。以下同じ。）は、当該区域内に存在する部分に限り、前条の規定にかかわらず、廃止されたものとみなす。

2 市長は、前項の規定によりその全部又は一部が廃止された指定道路に係る残存部分で、特に必要がないと認めるものについては、前条の規定にかかわらず、廃止することができる。

3 市長は、第1項の規定により指定道路の全部又は一部が廃止されたとみなされた場合、又は前項の規定により指定道路の全部又は一部を廃止した場合は、その旨を公告しなければならない。

(し尿浄化槽の設置に係る区域の指定)

第16条 政令第32条第1項の規定により市長が衛生上特に支障があると認めて指定する区域は、津山市の全域とする。ただし、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により定められた事業計画において、法第6条第1項の確認の申請の日から2年以内に下水道法第2条第8号に規定する処理区域に予定されている区域は、除くものとする。

(道路とみなす道)

第17条 法第42条第2項の規定により市長が指定する道は、幅員4メートル（法第42条第1項の規定により指定された区域内においては、6メートル）未満1.8メートル以上の道とする。

(角地等の指定)

第18条 法第53条第3項第2号の規定により市長が指定する敷地は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 街区の角にある敷地（内角120度以内で交わる角地をいう。）で、道路（現に幅員がそれぞれ4メートル以上のものをいう。以下この条において同じ。）の幅員の合計が12メートル以上あり、かつ、当該道路に接する長さの合計がその周囲の長さの3分の1以上あるもの

(2) 2以上の道路に接する敷地（街区の角にあるものを除く。）で、道路の幅員の合計が12メートル以上あり、かつ、当該道路に接する長さの合計がその周囲の長さの3分の1以上あるもの

(3) 直接又は道路を隔てて公園、広場、緑地、河川、沼沢又はこれらに類するものに接する敷地で、前2号に準ずると認められるもの

(道路面と敷地の地盤面とに著しく高低差がある場合)

第19条 政令第135条の2第2項の規定により、建築物の敷地の地盤面と前面道路との高低差が3メートルを超える、かつ、土地の状況その他により安全上支障がない場合においては、その前面道路は敷地の地盤面と前面道路との高低差から2メートルを減じた

ものだけ高い位置にあるものとみなす。

(垂直積雪量)

第20条 政令第86条第3項の規定により市長が定める垂直積雪量は、次の表の左欄に掲げる区域の区分に応じて、同表の右欄に掲げる数式により計算した数値とする。

区域	数式
加茂町物見、加茂町河井、加茂町山下、加茂町知和、 加茂町青柳、加茂町塔中、加茂町小中原、加茂町齋野谷、 加茂町戸賀、加茂町黒木、加茂町倉見、加茂町宇野、 加茂町原口、加茂町行重、加茂町檜井、加茂町百々、 加茂町中原、加茂町成安、加茂町下津川、加茂町公郷、 加茂町桑原、加茂町小渕	$d = (h - 235) \times 0.0036 + 0.82$
阿波	$d = (h - 424) \times 0.0036 + 2.11$
新野東、西上、西中、西下、新野山形、日本原、市場、 大岩、大吉、奥津川、上村、中村、杉宮、坂上、原、 安井、上野田、下野田	$d = (h - 172) \times 0.0004 + 0.40$
坪井上、坪井下、中北上、宮部上、宮部下、中北下、 南方中、一色、神代、久米川南、領家、宮尾、くめ、 戸脇、桑下、桑上、福田下、八社、油木下、油木上、 油木北、里公文、里公文上	$d = (h - 129) \times 0.0004 + 0.50$
上記に掲げる区域以外	$d = (h - 100) \times 0.0004 + 0.40$

この表において、d及びhは、それぞれ次の数値を表すものとする。

(d 垂直積雪量 (単位 メートル)

h 建築物の建築場所の標高 (単位 メートル))

(工事監理状況の報告)

第21条 工事監理者は、法第12条第5項の規定により建築主事から建築物に関する工事監理の状況に関して報告を求められたときは、工事監理状況報告書（様式第20号）を提出しなければならない。

(一) 敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定又は許可の申請の添付図書等

第21条の2 法第86条第1項から第4項までの規定による認定又は許可を申請しようとする者は、申請書の正本及び副本に、それぞれ省令第10条の16第1項第1号から第3号までに掲げるもののほか次に掲げる図書又は書面を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象区域内の土地について所有権又は借地権を有する者の一覧（様式第21号）
- (2) 対象区域内の土地の登記事項証明書
- (3) 対象区域内の土地の公図の写し
- (4) 対象区域面積求積図

(5) その他市長が特に必要と認める図書

2 省令第10条の16第1項第3号又は同条第3項第2号に規定する同意を得たことを証する書面の様式は、申請同意書（様式第22号）によるものとし、同意した者の印鑑証明書を添えるものとする。

3 法第86条の2第1項から第3項までの規定による認定又は許可を申請しようとする者は、申請書の正本及び副本に、それぞれ省令第10条の16第2項第1号及び第2号又は同条第3項第1号及び第2号に掲げるもののほか次に掲げる図書又は書面を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象区域内の土地について所有権又は借地権を有する者の一覧（様式第21号）
- (2) 公告対象区域内の土地の登記事項証明書
- (3) 公告対象区域内の土地の公図の写し
- (4) 公告対象区域面積求積図
- (5) その他市長が特に必要と認める図書

4 省令第10条の16第2項第2号に規定する当該申請に係る建築物の計画に関する説明のために講じた措置を記載した書面の様式は、措置書（様式第23号）による。

（一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定又は許可の取消申請の添付図書等）

第21条の3 法第86条の5第2項又は第3項の規定による認定又は許可の取消しを申請しようとする者は、申請書の正本及び副本に、それぞれ省令第10条の21第1項第1号及び第2号に掲げるもののほか次に掲げる図書又は書面を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象区域内の土地について所有権又は借地権を有する者の一覧（様式第21号）
- (2) 公告対象区域内の土地の登記事項証明書
- (3) 公告対象区域内の土地の公図の写し
- (4) 公告対象区域面積求積図
- (5) その他市長が特に必要と認める図書

2 省令第10条の21第1項第2号に規定する全員の合意を得たことを証する書面の様式は、申請合意書（様式第24号）によるものとし、合意した者の印鑑証明書を添えるものとする。

（法第22条の指定区域）

第22条 法第22条の規定により指定する区域は、津山市の区域のうち都市計画区域内（防火地域及び準防火地域を除く。）とする。

（建築物の後退距離の算定の特例）

第23条 政令第130条の12第5号の規定により市長が定める建築物の部分は、法第44条第1項第4号の規定による許可を受けた公共用歩廊その他の建築物に接続する部分とする。

（その他）

第24条 この規則に定めるもののほか、法、政令、省令及び県条例の施行に関し必要な

事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に岡山県建築基準法施行細則（昭和48年岡山県規則第66号）の規定により岡山県知事又は岡山県の機関に対してなされている申請その他の行為で、この規則の施行日以後において津山市長又は津山市の機関が執行することとなるものは、同日以後においては、津山市長又は津山市の機関に対してなされている申請その他の行為とみなす。

付 則（平成11年7月1日規則第28号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の津山市建築基準法施行細則の規定は、この規則の施行の日以後にあった申請その他の行為から適用し、同日前にあった申請その他の行為については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の津山市建築基準法施行細則に定める様式により作成された用紙のあるときは、この規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則（平成12年3月31日規則第16号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成12年12月21日規則第46号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第13条第2項、第14条第3項及び様式第16号の改正規定は、平成13年1月6日から施行する。

付 則（平成15年4月1日規則第20号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の津山市建築基準法施行細則に定める様式により作成された用紙のあるときは、この規則の規定にかかわらず、当分の間、所用の調整をして使用することができる。

付 則（平成16年3月31日規則第10号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の津山市建築基準法施行細則第5条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に申請を受理するものから適用し、同日前に受理したものについては、なお従前の例による。

付 則（平成17年2月25日規則第33号）

この規則は、平成17年2月28日から施行する。

付 則（平成18年5月1日規則第46号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成19年6月1日規則第57号）

この規則は、平成19年6月20日から施行する。

付 則（平成20年12月1日規則第80号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成23年1月1日規則第1号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成25年1月1日規則第1号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成27年3月31日規則第26号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項各号列記以外の部分の改正規定は、平成27年6月1日から施行する。

付 則（平成28年6月1日規則第44号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年国土交通省令第10号）附則第2条第4項の規定により読み替えて適用する同令第1条の規定による改正後の建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条第1項の規定により市長が定める報告の時期は、平成30年4月1日から平成31年5月31日までの間におけるこの規則による改正後の津山市建築基準法施行細則第14条第2項に規定する時期（同令第6条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、その直後の時期を除く。）とする。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の津山市建築基準法施行細則に定める様式により作成された用紙のあるときは、この規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則（平成30年3月20日規則第10号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（平成30年9月25日規則第56号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和元年6月25日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和2年3月23日規則第61号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第3条・第6条関係)

工 場 調 書

1 申 請 者 住 所						
2 申 請 者 氏 名						
3 設 置 場 所						
4 工 場 名						
5 原 材 料 名						
6 製 品 名						
工 場 関 係	申 請 に 係 る 7 作 業 及 び 設 備 の 概 要					
		既 存 部 分	申 請 部 分	申 請 に よ る 減 少	合 計	
	8 敷 地 面 積		m ²	m ²	m ²	
	9 建 築 面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	
	10	作 業 所				
		事 務 所				
		倉 庫				
		厚 生 施 設				
		そ の 他				
		合 計				
11 原 動 機						
12 従 業 員 数						
危 険 物 関 係	13 常 時 貯 藏 す る 危 険 物	14 製 造 又 は 他 の 事 業 を 営 む 工 場 に お い て 处 理 す る 危 険 物				
	品 名	最 大 数 量	品 名	最 大 停 滞 量		

様式第2号（第3条関係・第7条関係）

既存不適格調書

棟番号（　　）

1 基本的事項

建築主			
敷地の位置			
調書を作成した者	資格	(　　)建築士 (　　)登録 第号	
	氏名	㊞	
	建築士事務所名	(　　)建築士事務所(　　)知事登録 第号	
	所在地		
	電話番号		
直近の確認済証 及び検査済証	確認済証	□有・□無	交付者
		交付番号	年月日
	検査済証	□有・□無	交付者
		交付番号	年月日
増改築等の履歴			
既存部分の劣化状況			

2 既存不適格の概要（構造耐力関係規定）

□適法	□既存不適格			
既存不適格条項	既存不適格の具体的な内容		基準時	
			年月	
			年月	
			年月	
緩和の適用条項				
<input type="checkbox"/> 政令第137条の2第1号イ（構造上一体） <input type="checkbox"/> 政令第137条の2第2号ロ（EXP.J等相互に応力を伝達しない構造方法） <input type="checkbox"/> 政令第137条の2第2号（基準時の1/2以下） <input type="checkbox"/> 政令第137条の2第3号（基準時の1/20以下かつ50m ² 以下） <input type="checkbox"/> EXP.J等相互に応力を伝達しない構造方法 □構造上一体				
基準時（年月） の床面積の合計：A m^2	基準時以降、今回申請までの間に増築等を行った部分の床面積の合計：B m^2	今回申請の増築等に係る部分の床面積の合計：C m^2	A/20 m^2	A/2 m^2

3 既存不適格の概要（集団規定） ※敷地全体について記入してください。

□適法		□既存不適格				
既存不適格条項	既存不適格の具体的な内容			基準時		
				年	月	
				年	月	
				年	月	
緩和の適用条項 (政令第137条の)						
		基準時： A 年 月	現在： B	申請による増減 ： C	合計： B + C = D	D/A
敷地面積		m ²	m ²	m ²	m ²	
建築面積		m ²	m ²	m ²	m ²	
延べ面積		m ²	m ²	m ²	m ²	
棟数		棟	棟	棟	棟	
適合する部分： a	作業場・自動車車庫等	m ²	m ²	m ²	m ²	
	危険物の貯蔵又は処理に供する建築物	m ²	m ²	m ²	m ²	
	a その他の用途()	m ²	m ²	m ²	m ²	
適合する部分： b		m ²	m ²	m ²	m ²	
合計： a + b		m ²	m ²	m ²	m ²	
原動機の出力		kW	kW	kW	kW	
機械の台数		台	台	台	台	
容器等の容量		リットル	リットル	リットル	リットル	
その他()						

4 既存不適格の概要（その他の規定）

□適法		□既存不適格			
既存不適格条項	既存不適格の具体的な内容			基準時	
				年	月
緩和の適用条項 (政令第137条の)					
基準時 (年 月) の床面積の合計 : A	基準時以降、今回申請までの間に増築等を行った部分の床面積の合計 : B	今回申請の増築等に係る部分の床面積の合計 : C	合計： B + C = D	D/A	
m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	

注意

- 1 既存不適格の概要（構造耐力関係規定）及び4 既存不適格の概要（その他の規定）で、緩和の適用を受ける建築物が複数棟ある場合は、この調書を棟ごとに作成してください。
- 2 記入欄が不足する場合は、枠を拡大し、若しくは行を追加して記入し、又は別紙に必要な事項を記入した上で添付してください。
- 3 添付図書
 - (1) 次に掲げる事項を明示した既存建築物の平面図及び配置図
 - ア 基準時の状況
 - イ 既存不適格となっている建築物の部分
 - ウ 増改築等の履歴がある場合は、当該増改築等の対象となった部分

※ 建築基準法第6条第1項第4号に該当する建築物で木造のものに係る申請にあっては、上記の明示すべき事項が申請書に添付する平面図及び配置図に明示されなければ、この調書への添付は不要です。
 - (2) 新築又は増改築等の時期を示す書類
検査済証。ただし、検査済証がない場合は、確認済証又は確認台帳の記載事項証明（建築確認を行った機関が交付したもの）に加えて、工事の実施を特定できる書類（工事契約書、登記事項証明書等）
 - (3) 建築基準法第86条の7に規定する緩和を受けるための建築基準法施行令で定める条件を満たしていることを証明する図書

様式第3号(第3条関係)

不適格特殊建築物調書

※台帳番号	第一号	※調書番号	第二号	用途地域			その他の地域・地区	
建築物の用途			設置年月日	年月日		適合しなくなつた日	年月日	
敷地の位置					適合しない条項			
建築物の名称及び代表者氏名								
(A) 敷地面積			m ²	処理能力				
基 建築面積			m ²	設備の台数等				
本 床面積の合計			m ²					
数 棟 数								
	(B) 本申請までの増減	(C) 本申請	(D) 合計 (B)+(C)	(D)/(A)	工事種別	(備考)		
床面積の合計								
処理能力								
設備の台数等								

注 1 ※印欄は、記入しないでください。

2 配置図及び平面図を添付してください。

様式第4号（第4条関係）

軽微変更届

年　月　日

建築主事 殿

建築基準法第6条第4項の規定による確認を受けた内容の一部を変更したいので届け出ます。

この届出書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

届出者住所_____

氏名_____印_____

確 認 を 受 け た 建 築 物	建築主住所		
	氏名		
	地名地番	津山市	
	確認年月日	年　月　日	
	確認番号		
変 更 に 関 す る 事 項	変更内容		
	変更理由		

添付図書 変更内容を証する資料等（委任状（代理人の場合）、確認済証（副本）、配置図（申請書用・概要書用A4判）、平面図等）

様式第6号(第6条・第7条関係)

追 加 調 書

(1)

法第44条第1項第3号関係								
		計画部分		既存部分		合計		
1 敷地面積 (道路内面積)	(m ²)	m ²)	m ²)	m ²)	m ²)		
2 建築面積 (道路内面積)	(m ²)	m ²)	m ²)	m ²)	m ²)		
3 延べ面積 (道路内面積)	(m ²)	m ²)	m ²)	m ²)	m ²)		
4 建築物 の高さ	最高	m		m	5 建蔽率	%		
	軒高	m		m	6 容積率	%		
7 立体道路の概要								
ア 立体道路に係る建築物等の名称								
イ 道路の種類等		国道・県道 市町村道(路線名 : _____ · 幅員 : _____ m)						
		自動車道のみの交通の用に供する道路・特定高架道路等						
ウ 関連法 の指定 等	道路法	道路立体的区域の決定 (年 月 決定・予定)						
		道路保全立体区域の指定 (年 月 決定・予定)						
	都市計画法	(年 月 決定・予定)						
エ 道路に対する 建築物の形態	位置	上 空 ・ 路 面 下						
	構造	道路分離構造・道路一体構造(道路一体建築物に関する協定 (年 月締結・予定・無))						
オ 重複利用区域面積		m ²						
カ その他必要な事項								

(2)

法第55条第2項、第3項各号関係						
1 空地面積		m ²	2 空地面積の敷地面積に対する割合			%

(3)

法第57条第1項関係				
高架の工作物の概要	1 所有者住所氏名	電話 ()		
	2 工作物の用途		3 工事種別	新設・既設・その他
	4 構造		5 最高の高さ	m
	6 その他必要な事項			

(4)

法第68条の3第1項、第2項、第3項関係				
敷地関係	1 地区計画又は沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区又は沿道再開発等促進区の区域面積			m ²
	2 地区整備計画又は沿道地区整備計画の区域面積			m ²
3	指定容積率			%
	地区整備計画又は沿道地区整備計画で定められている容積率の最高限度			%
4	指定建蔽率			%
	地区整備計画又は沿道地区整備計画で定められている建蔽率の最高限度			%
5	第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域内における建築物の高さの限度			m
	地区整備計画又は沿道地区整備計画で定められている建築物の高さの最高限度			m

(5)

法第68条の3第4項関係					
1 地区計画又は沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区又は沿道再開発等促進区の区域面積		m ²	2 指定容積率		%
3 地区整備計画又は沿道地区整備計画区域面積		m ²	4 地区整備計画又は沿道地区整備計画で定められている容積率の最高限度		%

(6)

法第68条の4、法第68条の5の5第1項、第2項関係			
敷地関係	1 地区計画等区域面積		m ²
	2 地区整備計画等区域面積		m ²
	3 指定容積率		%
	4 地区整備計画等で定められている区域の特性に応じた容積率の最高限度		%
	5 地区整備計画等で定められている区域内の公共施設の整備状況に応じた容積率の最高限度		%
	6 地区整備計画等で定められている区域の壁面の位置の制限		m
	7 地区整備計画等で定められている区域の壁面後退区域における工作物の設置制限		
	8 地区整備計画等で定められている区域の建築物の高さの最高限度		m
	9 地区整備計画等で定められている区域の建築物の容積率の最高限度		%
	10 地区整備計画等で定められている区域の建築物の敷地面積の最低限度		m ²

(7)

法第68条の5の3第2項関係					
1 地区計画又は沿道地区計画の区域面積		m ²	2 指定容積率		%
3 地区整備計画又は沿道地区整備計画の区域面積		m ²	4 地区整備計画又は沿道地区整備計画で定められている容積率の最高限度		%
5 地区整備計画又は沿道地区整備計画で定められている容積率の最低限度		%	6 地区整備計画又は沿道地区整備計画で定められている建蔽率の最高限度		%
7 地区整備計画又は沿道地区整備計画で定められている建築面積の最低限度		m ²	8 地区整備計画又は沿道地区整備計画で定められている壁面の位置の制限		m

(8)

法第68条の5の6関係			
敷地関係	1 地区計画等区域面積		m ²
	2 地区整備計画等区域面積		m ²
	3 指定建蔽率		%
	4 地区整備計画等で定められている区域の地区施設等の区域面積		m ²
	5 地区整備計画等で定められている区域の壁面の位置の制限		m

(9)

政令第131条の2第2項、第3項関係			
1 計画道路の名称			
2 計画道路の幅員		m	

様式第7号（第7条関係）

敷地等と道路との関係における特例認定に係る道に関する権利者及び管理者の一覧

1 権利者の一覧

物件の種別	所在・地番	地目	権利の種類	権利者の氏名	摘要	承諾書との対照番号

- 注 1 権利者とは、敷地等と道路との関係における特例認定に係る道の敷地となる土地の所有者及びその土地に関して権利を有する者をいいます。
2 申請者が権利者である場合は、申請者も含めて記入してください。
3 物件の種別の欄は、土地、建物等の別を記入してください。
4 地目の欄は、田、畠、宅地、山林等の別を記入してください。
5 権利の種類の欄は、所有権、地上権、抵当権等の別を記入してください。
6 同一物件に権利者が2人以上いる場合は、摘要の欄にその旨を記入してください。

2 管理者の一覧

管理者の氏名	管理する道の地名地番、区間等	承諾書との対照番号

- 注 1 管理者とは、敷地等と道路との関係における特例認定に係る道を建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の3第1項第2号及び同条第2項において準用する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第144条の4第2項に規定する基準に適合するように管理する者をいいます。
2 申請者が管理者である場合は、申請者も含めて記入してください。

様式第7号の2（第7条関係）

権利者の承諾書

年 月 日					
申請者住所 氏名			権利者住所 氏名 (印)		
あなたその他の関係者が、あなたが申請を行う建築基準法（昭和25年法律第201号）第43条第2項第1号の規定による認定に係る道を将来にわたって通行することについて、承諾します。					
物件の種別	所在・地番	地目	権利の種類	摘要	一覧との対照番号

- 注 1 権利者の印鑑登録証明書を添付してください。
2 物件の種別の欄は、土地、建物等の別を記入してください。
3 地目の欄は、田、畠、宅地、山林等の別を記入してください。
4 権利の種類の欄は、所有権、地上権、抵当権等の別を記入してください。
5 同一物件に権利者が2人以上いる場合は、摘要の欄にその旨を記入してください。

様式第7号の3（第7条関係）

管理者の承諾書

申請者住所 氏名	年　月　日			
		管理者住所 氏名	㊞	
<p>あなたその他の関係者が、あなたが申請を行う建築基準法（昭和25年法律第201号）第43条第2項第1号の規定による認定に係る道を将来にわたって通行することについて、承諾します。</p> <p>なお、あなたが申請を行う建築物が岡山県知事から認定を受けた場合は、認定に係る道の形状及び構造を維持し、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の3第1項第2号及び同条第2項において準用する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第144条の4第2項に規定する基準に適合するように適切に管理します。</p> <p>また、認定を受けた後に、管理者を変更しようとするときは、新たな管理者に対し本書の内容を十分に説明し、当該道の管理を承継したことが分かる書面を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有することとします。</p>				
1 認定に 係る道	(1) 地名地番			
	(2) 幅員（道路 敷幅員）	m (m)	m (m)	m (m)
	(3) 延長	m	m	m
	(4) 総延長	m		
2 管理する道の地名地番、 区間等			一覧との 対照番号	

注 管理者の印鑑登録証明書を添付してください。

様式第12号(第11条関係)

名義変更等届

年月日 第 号で確認された <input checked="" type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 建築設備 <input type="checkbox"/> 工作物 に係る		
(建築主) (工事監理者) (施工者) の を次のとおり (決定) (変更) したので、津山市建築基準法施行		
細則第11条第1項により届け出ます。		
年月日		
建築主事 殿 届出人 住所 氏名 <input checked="" type="checkbox"/>		
1 建 築 主 住 所 ・ 氏 名	変更前	
	変更後	
2 工 事 監 理 者 住 所 ・ 氏 名	変更前	
	変更後	
3 建設業の許可番号 及び工事施工者 住 所 ・ 氏 名	変更前	許可()第 号
	変更後	許可()第 号
4 敷地の地名地番		
5 変 更 理 由		
※ 受 付 欄		

注 ※欄は、記入しないでください。

様式第13号(第12条関係)

工事取りやめ届

年　　月　　日第　　号で確認された （建築物） （建築設備） （工作物）		の工事を取りやめた
ので津山市建築基準法施行細則第12条第1項の規定により届け出ます。 年　　月　　日		
建築主事殿		
建築主　住　所		㊞
氏　名		
1　主　要　用　途		
2　敷地の地名地番		
3　取りやめた理由		
4　取りやめた部分		
※　受　付　欄		

注　※印欄は、記入しないでください。

様式第14号(第12条関係)

申 請 取 下 届

年　　月　　日付けで申請しました		について、申請を取り下げます。
年　　月　　日		
建築主事殿		
申請者 住 所		(印)
氏 名		
1 主 要 用 途		
2 敷地の地名地番		
3 取り下げる理由		
※ 受 付 欄		

注 ※印欄は、記入しないでください。

様式第15号（第14条の2関係）

建築基準法第42条第1項第4号による

道路の指定申請書

建築基準法第42条第1項第4号による道路の指定を受けたいので、津山市建築基準法施行細則第14条の2第1項の規定により申請します。

特定行政庁 津山市長 殿

年 月 日

申請者 住所

氏名 ㊞

計画街路事業名			
路線名			
事業認可年月日	年 月 日	認可番号	
事業執行期間	年 月 日	～	年 月 日
道路幅員		延長	
受付	※ 指定番号 第 号 指定年月日 年 月 日		
	公告 年 月 日		

様式第16号（第14条の2関係）

建築基準法第42条第1項第4号による

道路の指定通知書

指定番号 第 号
指定年月日 年 月 日

申請者
住所
氏名 様

特定行政庁 津山市長 団

年 月 日付けで申請のあった事業計画道路については、建築基準法第42条第1項第4号の規定により指定したので通知します。

計画街路事業名			
路線名			
事業認可年月日	年 月 日	認可番号	
事業執行期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
道路幅員			

指定条件

様式第17号（第15条関係）

道路位置指定（変更・廃止）申請書

建築基準法第42条第1項第5号による道路の位置の指定（変更・廃止）を受けたいので、建築基準法施行規則第9条の規定により申請します。
この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

特定行政庁 津山市長 殿

年 月 日

申請者（築造者）

印

1 申請者（築造者） 住所・氏名		電話番号						
2 代理人者 住所・氏名		電話番号						
3 施行者 住所・氏名		電話番号						
4 申 變 請 更 道 廢 路 止	申請時 地名地番							
	申請時 幅員	m	m	m	総延長	5 用途地域		
	申請時 延長	m	m	m	m			
6 指定道路が接する 道路の種別・幅員		種別	法第42条第1項 号 法第42条第2項			(国・県・市・私)道	幅員	m
7 指定道路築造の 予定期		着工 完成	年 月 日	8 道路を含む 関係土地の面積				m ²
9 変更・廃止しようとする 道路の指定番号及び年月日		第 一 号 年 月 日						
10 変更・廃止の理由		別 紙						
※ 受付欄		※ 築造承認欄		※ 備考				
		年 月 日						
		第 一 号						
		係員						

注 ※印欄は、記入しないでください。

様式第18号(第15条関係)

築造承諾書

年 月 日

築造主 住 所
氏名又は名称 様

権利者 住 所
氏名又は名称
電 話 番 号

(印)

私が権利を有する次の物件について、建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置指定(指定の変更、指定の廃止)申請及び築造又は築造に関する工事を行うことに、異議なく承諾します。

物件の種別	所在・地番	面積 (m ²)	権利の種別	摘要	一覧表との 対照番号

注 1 印は実印とし、3箇月以内の印鑑証明を添付してください。

2 物件の種別欄は、地目、建物、工作物等の種別を記入してください。

3 権利の種別欄は、所有権、永小作権、地上権、賃借権、先取特権、抵当権等の別を記入してください。

4 同一物件に権利者が2人以上ある場合は、摘要欄にその旨を記入してください。

様式第19号（第15条関係）

第 号
年 月 日

申請者
住所
氏名 様

特定行政庁 津山市長 開

道路位置指定（変更・廃止）通知書

建築基準法第42条第1項第5号の道路として下記のとおり位置の指定（変更・廃止）
をしたので、建築基準法施行規則第10条第3項の規定により通知します。

記

指 定 番 号	第 一 号		
指 定 年 月 日	年 月 日		
位置指定道路の 地 名 ・ 地 番	津山市		
指 定 幅 員	m	m	
指 定 延 長	m	m	総延長 m
位置指定道路が 接する道路の種別	種 別	法第42条第 項第 号	幅 員 m
関 係 土 地 面 積	m ²		
築造番号・年月日	第 一 号	年 月 日	

様式第20号(第21条関係)

工事監理状況報告書

年 月 日

建築主事 殿

住 所

工事監理者 氏名 (印)

級建築士登録 第 号

建築士事務所()登録第 号

電話番号

次のとおり、工事の監理状況を報告します。

確 認 年 月 日	年 月 日	確認番号	第 号	建 物 面 積
建 築 場 所			階	m ²
			階	m ²
建 築 主 住 所 氏 名			階	m ²
			階	m ²
建築物の用途(名称)		工事種別	階	m ²
			階	m ²
構 造 種 別		施 工 者		設計者
監 理 状 況	項 目	報 告 内 容	備 考	
※	受 付 欄			

注 ※印欄は、記入しないでください。

様式第21号(第21条の2・第21条の3関係)

対象区域内の土地について所有権又は借地権を有する者の一覧

物件の種類	所在・地番	面積 (m ²)	権利の種別	権利者の氏名	同意の有無	摘要	一覧との対照番号
合計	関係権利者の総数			関係権利者の同意数			
	所有権者の総数			所有権者の同意数			
	借地権者の総数			借地権者の同意数			

注 1 物件の種類の欄は、法第86条第1項又は第2項(第86条第3項又は第4項、第86条の2第2項)及び法第86条の5第2項(第86条の5第3項)の申請の場合は土地について、法第86条の2第1項(第86条の2第3項)の申請の場合は土地及び建築物について記入してください。

2 権利の種別の欄は、所有権又は借地権の別を記入してください。

3 面積の欄は、物件が建築物の場合は、延べ面積を記入してください。

4 同一物件に権利者が2名以上ある場合は、摘要欄にその旨を記入してください。

様式第22号(第21条の2関係)

申 請 同 意 書

年 月 日

申請者 住 所
氏 名 様

権利者 住 所
氏 名

私が権利を有する次の物件について、建築基準法第86条第1項又は第2項(第86条第3項又は第4項、第86条の2第2項)の規定により、あなたが一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定又は許可の取消申請を行うことに同意します。

物件の種類	所在・地番	地目	面積 (m ²)	権利の種別	摘要	一覧との 対照番号

注 1 権利の種別の欄は、所有権又は借地権の別を記入してください。

2 同意者の印鑑証明書を添付してください。

様式第23号(第21条の2関係)

措 置 書

年 月 日

申請者 住 所
氏 名 ㊞

建築基準法第86条の2第1項(第86条の2第3項)の規定による認定又は許可の申請に係る建
築物の計画に関する説明のために、土地について所有権又は借地権を有する者に対して次
の措置を講じました。

1	権利者住所 氏名			
2	権利の種類			一覧との 対照番号
3 措置概要		ア 説明場所		
		イ 説明年月日	年 月 日	
		ウ 説明時間	時 分から 時 分まで	
		エ 説明内容		
4	その他特記事項			

様式第24号(第21条の3関係)

申 請 合 意 書

年 月 日

建築基準法第86条の5第2項(第86条の5第3項)の規定により、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定又は許可の取消申請を行うことについて、次のとおり合意しました。

申請者又は権利者の氏名		権利の種別	摘要	一覧との 対照番号
申請者	(印)			
権利者	(印)			
	(印)			

注 1 権利の種別の欄は、所有権又は借地権の別を記入してください。

2 合意者の印鑑証明書を添付してください。